

いわゆる谷間世代への一律給付実現を求める会長声明

- 1 国の三権の一翼を担う司法は、法の支配を実現し国民の権利を守る重要な機関であり、法曹は司法の担い手として公共的使命を負っている。

国は、現行の司法修習制度を1947年（昭和22年）、日本国憲法施行と同時に発足させ、司法修習生は、修習専念義務（兼職の禁止）、守秘義務等の職務上の義務を負いながら、裁判官・検察官・弁護士になる法律家の卵として、法曹三者全ての法曹実務を実習し、法曹としての倫理と技術を習得してきた。

ところが、司法修習生に対する給費制が、2011年（平成23年）に廃止されたため、日本弁護士連合会及び当会を含む全国の弁護士会は、給費制の復活運動に取り組み、2017年（平成29年）に裁判所法改正により新たに修習給付金制度が創設された。

しかし、2011年（平成23年）度から2016年（平成28年）度までの6年間に修習した新65期から70期の司法修習生（以下、「谷間世代」という。）は、無給で司法修習を強いられた。

谷間世代は、旧65期修習生以前と71期修習生以降の修習修了者に比して著しく不公平・不平等な立場におかれるという事態となってしまった。

- 2 谷間世代の法曹は、約1万1000人に達し、全法曹の約4分の1を占める。

司法修習制度が国の責任で設置・運営されている以上、谷間世代を生んでしまった不条理かつ不公平・不平等な事態を放置することはできない。

2019年（令和元年）5月30日に名古屋高等裁判所が言渡した給費制廃止違憲訴訟事件の判決も「例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分考慮に値するのではないか」と言及している。

当会では、2017年4月に「裁判所法改正による司法修習生への修習給付金制度創設に関する会長声明」を発し、谷間世代に対する遡及的な経済的支援の実現を

求めたが、現在まで実現されていない。

- 3 近年、各地で発生している大規模自然災害や新型コロナウイルス禍等により困難を抱えた人々のために多くの谷間世代の法曹が献身的に活動しており、弁護士の実命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、他の世代と同様に取り組んでいる。

しかし、多くの谷間世代は、給費制廃止によりやむなく貸与を受けたことから貸与金の返還を行わなければならないという経済的・精神的足かせを受けた困難な状況にあり、かかる状況が解消されれば、法曹を志した当初の志を実行して活動範囲を広げたいと考えている。

- 4 谷間世代がかかえる経済的・精神的足かせを国による一律給付の実現により是正することは、谷間世代の法曹の活躍を広げることになり、司法機能を強化して、国民の利益に結び付くことは明らかである。

以上の次第で、当会は、政府（特に法務省、財務省）、最高裁判所及び国会に対して、旧65期から70期の司法修習修了者に対する一律給付を実現するよう強く求める。

2022年（令和4年）12月7日

佐賀県弁護士会

会長 井 寺 修 一